

事 務 連 絡
令和 7 年 5 月 2 日

各 都道府県 障害保健福祉・児童福祉主管部（局） 御中
市区町村

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

「介護給付費等に係る支給決定事務等について」等の一部改正について

平素より、障害保健福祉行政の推進に格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

今般、「介護給付費等に係る支給決定事務等について」について、別添のとおり改正しましたので、内容を御確認の上、その取扱いに当たっては遺漏なきようお願いいたします。

【主な改正点】

- 「同一世帯に複数の障害児が居る世帯における利用者負担上限額管理結果票の電子化」に伴う修正および「様式第 30 号 利用者負担上限額管理結果票(例)」「様式第 31 号 利用者負担上限額管理結果票（複数児童）(例)」の追加